

税務課からのお知らせ

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 138

令和6年度は、固定資産税の評価替え年度です

固定資産(土地・家屋)の評価額は、「固定資産評価基準(総務省告示)」に基づき3年ごとに見直しを行っています。令和6年度は見直しを行う基準年度です。令和7・8年度は、原則、令和6年度の評価額を据え置くことになります。

◇土地について

鑑定評価や地価公示価格などを基に固定資産税路線価や標準宅地の価格を見直しました。工業系の地域については上昇傾向にある一方で、そのほかの住宅・商業系の地域については全体的に横ばい、または下落傾向にあります。

◇家屋について

令和5年建築以外のすべての家屋について、築年数や建築物価などを基に評価額を見直した結果、評価額は減少、または据え置きとなっています。

◇新築住宅に対する固定資産税の減額措置について

令和2年建築の一般住宅と平成30年建築の長期優良住宅は、新築住宅に対する減額措置が終了します。該当していた人は、前年度と比較して税額が上がりますが、これは減税措置の適用がなくなり、本来の税額に戻ったためです。

縦覧と閲覧について

◇土地・家屋価格等帳簿の縦覧

市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税者は、本人の資産とほかの資産を比較できるよう土地・家屋価格等縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。

縦覧できる人 固定資産税の納税者とその同居の親族または納税管理人

※それ以外の方が縦覧する場合は、納税者発行の委任状が必要です。

縦覧期間 5月31日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日は除く)

◇固定資産課税台帳の閲覧

市内に土地や家屋を所有する納税義務者は、固定資産課税台帳のうち本人が所有する固定資産の課税の内容(土地・家屋の明細、評価額など)を閲覧することができます。

閲覧できる人 固定資産税納税義務者とその同居の親族または納税管理人、借地借家人など

※それ以外の方が閲覧する場合は、納税義務者発行の委任状が必要です。

閲覧期間 一年を通じて閲覧および証明書(名寄帳兼課税台帳)を取得できます。

※縦覧期間中のみ、資料として実費で写しを交付しています。

※縦覧・閲覧場所は、市役所税務課窓口です。

※縦覧・閲覧の際には、本人確認書類をご持参ください。

幸手桜高校から地元の企業に就職



埼玉県立幸手桜高等学校では、地域連携を積極的に進めており、商工会議所や幸手市などと連携協定を結び、地域に愛され、地域とともに歩む地元の学校として次代に繋ぐ教育活動を実践しています。

以前から就職率が高いことが強みになっていましたが、進学を目指す生徒にも厚くサポートをし、最近では進学でも高い実績を残せるようになってきています。



◀ 工藤 陽樹さん

桜高校で毎年行っているインターンシップでトラスコ中山さんに行きました。インターンシップでは、社員一人ひとりが責任を持って仕事をしている姿に感動しました。

体力を使う仕事もあったし、頭を使う仕事もありましたが、どんな仕事でも、できるように丁寧に教えてくれました。

就職したら、一つ一つの事を着実にしっかり理解し、できるようになって自分の仕事を完璧にして、しっかりと人に伝えられる人間になりたいと思います。

桜高校は、自分の深めたい内容を自分で選択し、学べるところがとてもよかったです。自分の進路に合わせて、自分の学びたいことが決まったらそれに向けて成長させてくれるのが桜高校のいいところだと思います。



▶ 山田 優衣さん

インターンシップはトラスコ中山さんに行き、ピッキング作業や商品詰め、仕分けなどさまざまな業務に携わりました。業務によっては筋肉痛にもなりましたが、一日の反省を会社に提出した際、自分が書いた言葉一つ一つに対して具体的なアドバイスをびっしり書いてくれて、筋肉痛も吹っ飛びました。自分を成長させてくれる会社だと心から感じました。

就職したら、同僚や先輩から頼られる人になりたい。そして、ちょっとでも人をまとめられる社員を目指して頑張りたいと思います。

桜高校は、幅広い分野の事が学べます。そして、就職も、大学進学も先生が全力でバックアップしてくれます。私は就職に向けて全力で頑張りました。だからこそ、この3年間、とても楽しかったです。

トラスコ中山株式会社(卸売業)

1959年創業。モノづくり現場で必要とされているプロツール(工場用副資材)を取扱う同社は、「がんばれ!! 日本のモノづくり」を企業メッセージに掲げ、「人や社会のお役に立てこそ事業であり、企業である」の志のもと、モノづくり現場で必要とされている、ありとあらゆる商品(約60万アイテム)を、全国28か所の物流センターに在庫し、即納でお届けすることで、お客様の利便性を追求しています。また、2018年10月には幸手市に、同社最大の物流センター「プラネット埼玉」を建設し、幸手桜高校の生徒のインターンシップを受け入れるなど、地域貢献にも力をいれています。



えせ同和行為を 排除しましょう

― 埼玉えせ同和行為対策
強化月間 ―

本市を含む埼玉市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、部落差別に対する正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな障害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は 断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じ

る必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、毅然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

部落差別に対する 正しい理解を深めましょう

部落差別とは、被差別部落に「住んでいる」「あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるといふ、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

▼法務省ホームページ
(えせ同和行為を排除するために)



問合せ 人権推進課
☎(43) 1111 内線 162